平成２４年（フ）第３４６号
兵庫県宝塚市波豆字上ノ池東掛16番地
債務者　恒松　憲介
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３８３号
兵庫県川西市小戸３丁目18番４号４、前住所大阪府東大阪市楠根３丁目６番16号
債務者　中松自動車こと　中東　三禎
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４１５号
兵庫県宝塚市梅野町４番10号山本マンション205号、前住所兵庫県宝塚市梅野町１番32号
債務者　西口　和子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７６５号
兵庫県西宮市野間町４番５―302号
債務者　石岡　勇毅
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７７０号
兵庫県芦屋市東芦屋町６番22―409号
債務者　福田　祐子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７９６号
兵庫県尼崎市立花町２丁目15番25号
債務者　松原　真澄
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１号
徳島県阿南市領家町室ノ内385番地　ハライチマンション１―６、前住所徳島県阿南市富岡町東仲町321番地
債務者　荒川　幹子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第７９０号
北九州市八幡西区岩崎３丁目５番39号
債務者　日永　　紘
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４２号
北九州市門司区西新町１丁目４番12号
債務者　白水　美映（旧姓平山・植村）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１６１号
佐賀県鹿島市大字納富分1025番地10
債務者　峰松智恵美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７４４号
熊本市南区城南町下宮地27番地１　サンヒルズ城南Ｂ202、前住所熊本市南区南高江１丁目３番43号
債務者　田口　太輔
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７４５号
熊本市南区城南町下宮地27番地１　サンヒルズ城南Ｂ202、前住所熊本市南区南高江１丁目３番43号
債務者　田口久美子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３号
熊本県菊池市泗水町吉富3140番地　朝日西団地Ｂ棟３号
債務者　上野　美孝
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８９号
北海道苫小牧市花園町２丁目１番18号
債務者　佐々木由美（旧姓細田・大西）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１１４２号
神戸市中央区元町通４丁目６番20―1211号、従前の住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番５―202号
債務者　石崎　清一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４７８号
愛知県尾張旭市東山町１丁目10番地14　ハイツタチバナ202号
債務者　井手八重子こと　元川八重子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５２５号
名古屋市昭和区西畑町７番地の16　シャルム西畑403号
債務者　仲　　茂子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部